月２回発行
2025年11月１日／毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2485号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No. 2485

特集 Ⅰ

「ルールの守りやすさ」を数値化

近道・省略行動の予防へ

コマツ大阪工場

特集 Ⅱ

不安全行動抑止へ創意工夫が集まる

意識向上にソフト対策奏功

全国産業安全衛生大会 in 大阪・近畿

ニュース

特定技能外国人 **7割の事業場で法違反**

厚労省が初公表　令和６年・監督状況

労働災害動画 配信しています！
↓コチラから
安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

11月
1日号
2025

社労士が教える 労災認定の境界線

第382回

保育業務で園児抱えたら腰に激痛

＜執筆＞
一般社団法人SRアップ21　東京会
鶴田社会保険労務士事務所
所長　鶴田　晃一

■ 災害のあらまし ■

F市で保育園に勤めるAは、保育業務中、園児（3歳児）を抱きかかえた際に、腰に激痛が走り、その後の受診で「急性腰痛症」、いわゆる、ぎっくり腰と診断された。Aは、この春に新卒で採用された保育士で、業務歴は4カ月であった。

■ 判断 ■

業務中に発症した腰痛ではあるが、業務起因性が認められず、労災認定は、**業務外**とされた。

■ 解説 ■

ぎっくり腰は、年齢や性別を問わず、日常の動作の中で起こることが多いため、業務起因性が認められず、労災認定されないことが多い。

では、腰痛に関する労災認定の可否について、原因別で解説しておこう。厚生労働省では、労働者に発症した腰痛が業務上のものとして労災認定できるかを判断するために、「業務上腰痛の認定基準」（以下「認定基準」）を定めている。認定基準では腰痛を「災害性の原因による腰痛」と「災害性の原因によらない腰痛」に分けて認定要件を定め、それぞれ認定基準を満たす場合に労災の対象としている。「災害性の原因による腰痛」とは、負傷などによる腰痛で、①腰の負傷またはその負傷の原因となった急激な力の作用が、仕事中の突発的な出来事によって生じたと明らかに認められること、②腰に作用した力が腰痛を発症させ、または腰痛の既往症・基礎疾患を著しく悪化させたと医学的に認められること――のいずれも満たす必要がある。なお、この場合、腰に受けた外傷によって生じる腰痛の

ほか、外傷はないが、突発的で急激な強い力が原因となって筋肉など（筋、筋膜、靱帯など）が損傷して生じた腰痛を含むとされている。重量物を運搬中に転倒した場合や、重量物を担いで運搬していた際にバランスを崩し、急激な強い力が腰にかかったことにより生じた腰痛などの場合である。つまり、「災害性の原因による腰痛」とは、仕事中に何かの拍子で、急激かつ強い負担が腰にかかったことが原因で生じた腰痛となる。今回のケースを当てはめると、園児が急に飛び出てきたために抱きかかえたとか、何か突拍子もないことが原因で急激かつ強い負荷が腰にかかったものと認定されなかったのであろう。

次に、災害性の原因によらない腰痛は、突発的な出来事が原因ではなく、重量物を取り扱う仕事など、腰に過度の負担のかかる仕事に従事する労働者に発症した腰痛で、作業の状態や作業期間などからみて、仕事が原因で発症したと認められるものとしている。日々の業務による腰部への負荷が徐々に蓄積され発症した腰痛などで、発症原因により、次の①と②に区分して判断される。①筋肉などの疲労を原因とした腰痛。比較的短期間（約３カ月以上）従事したことによる筋肉などの疲労蓄積を原因として発症した腰痛、例としては、荷役などの業務で、重量物または重量の異なる物品を繰り返し中腰の姿勢で取り扱う業務。電柱などで作業を行う配電工などの業務で、毎日数時間程度、極めて不自然な姿勢を保持して行う業務。ほかには長距離トラックの運転業務など、長時間立ち上がることができず、同一の姿勢を持続して行う業務などが挙げられる。②骨の変化を原因とした腰痛。約 30 ㎏以上の重量物を、労働時間の３分の１程度以上に及んで取り扱っていた。約 20 ㎏以上の重量物を、労働時間の半分程度以上に及んで取り扱うなどの業務を相当長期間（約 10 年以上）にわたり継続して従事したことにより、骨の変化を原因として発症した腰痛。なお、腰痛は、加齢による骨の変化によって発症することが多いため、骨の変化を原因とした腰痛が労災の対象と認められるには、その変化が「通常の加齢による骨の変化の程度を明らかに超える場合」に限られる場合に業務上による労災と判断される。今回のケースでは、Ａの保育士としての勤務も短く、また、受け持っているクラスも幼児のクラスであり、先程示した腰部への負荷が徐々に蓄積され発症した腰痛にも該当しないと判断されたものと推測される。ぎっくり腰は、重いものを持ち上げようとしたときもそうであるが、お辞儀や立ち上がるときなど日常的な動作の中でも生じることがあり、仕事中に発症したとしても、労災の業務外として判断されることが多い。なお、同様のケースであっても、勤続年数や発症した際の動作や姿勢の異常性などから腰への強い力の作用があったされる場合、業務上と判断される場合もあるので注意したい。

www.srup21.or.jp